

補助金の取扱いについて

【競技団体における補助金の取扱いについて】

- 1 競技団体にあつては補助金と会の運営に係る経費は**別通帳で管理**すること。
- 2 各通帳は、**個人名義とせず、競技団体名等**とすること。
- 3 会計報告時は**通帳の写しを添付**すること。
- 4 競技団体にあつては、補助金に関する書類(通帳、出納簿及び証憑等)を整備し、**5年間保存**すること。

種別毎に口座を開設してもかまわないが、**全ての口座を届け出ること。**

補助金管理団体

○大分県競技力向上対策本部

○…県
▲…競技団体

○競技団体口座(届出済の指定口座)へ入金

補助金

報告

競技団体(41)

- ・事業専用口座の開設
- ・通帳と印鑑保管者の兼任不可

〈会計責任者の業務〉

- ▲事業専用口座へ入金
- ▲事業専用口座の検閲
- ▲通帳・印鑑保管者区分を管理
- ▲報告書の検閲
- ▲補助金に関する書類の管理

補助金

報告

《報告時》

- ▲報告書作成
- ▲会計責任者へ事業専用通帳の写しと領収書を提出

担当者

- ・事業専用口座の開設(個人名不可)